

関係都道府県廃棄物主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

令和元年台風第 15 号及び令和元年台風第 19 号に係る災害廃棄物処理事業の補助対象拡充について（周知）

標記災害に係る災害廃棄物処理事業の補助対象拡充について関係省庁の調整を了としましたのでお知らせいたします。

補助制度の円滑化については、令和元年 9 月 9 日付事務連絡「令和元年台風第 15 号により発生した災害廃棄物の処理等に係る補助制度の円滑な活用について」及び、令和元年 10 月 11 日付事務連絡「令和元年台風第 19 号により発生した災害廃棄物の処理等に係る補助制度の円滑な活用について」においてご連絡したところです。

現行の補助制度では、いわゆる全壊家屋を除く損壊家屋等の解体費用については補助対象としていないところ、これまでの被害状況、被災自治体からの要望や過去の実績を踏まえた処理の円滑化のため、この度、市町村が行う全壊家屋又は半壊家屋の損壊家屋等の解体費用について補助対象とすることとしました。

各県におかれましては、被災市町村において生活環境保全上の支障となっている損壊家屋等の解体・撤去が円滑に実施されるよう各市町村に対し周知・徹底を図っていただきますようお願いいたします。

なお、家屋等の解体・撤去にあたっては、下記の通知も参考にして下さい。

- 令和元年 9 月 17 日付事務連絡「令和元年台風第 15 号に係る災害等廃棄物処理事業において、既に所有者等によって全壊家屋等や宅地内土砂混じりがれきの撤去を行った場合の費用償還に関する手続きについて」（環境省廃棄物適正処理推進課通知）
- 令和元年 10 月 17 日付事務連絡「令和元年台風第 19 号に係る災害等廃棄物処理事業において、既に所有者等によって全壊家屋等や宅地内土砂混じりがれきの撤去を行った場合の費用償還に関する手続きについて」（環境省廃棄物適正処理推進課通知）
- 令和元年 11 月 5 日付事務連絡「災害廃棄物処理事業において、被災市町村が損壊家屋等の解体・撤去を行う場合の留意事項について」（環境省災害廃棄物対策室通知）

<連絡先>

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課 大北、関山、幡豆
TEL 03-5521-8337（直通）
FAX 03-3593-8263
E-mail hairi-shisetsu@env. go. jp